

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

前橋市公営企業管理者 膽 熊 桂 二

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

前橋市水道局所管の全 291 施設で使用する低圧電気の需給業務

(2) 需要場所

別紙仕様書のとおり

(3) 仕様

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

令和 7 年 10 月の検針日から令和 9 年 10 月の検針日の前日まで
（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

(5) 入札参加形態

単体による参加とする。

(6) 入札保証金

免除

(7) 契約保証金等

ア この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付による保証

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの規定にかかわらず、過去 2 年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体とこの入札公告における業務と同程度の規模の契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後 2 日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第 14 号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を本市に提出し、本市が契約

保証金の免除を承認した場合には、契約保証金を免除するものとする。

ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

(8) 最低制限価格

無

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に、「大分類：電力、小分類：電力（販売）」が含まれていること。

(4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

(5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から9(4)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市指名停止措置要綱第2条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第174条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第199条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本又は人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。

ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者

ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事

業者の登録を受けている者であること。

(10) 履行開始日から送電をすることが可能である者であること。

(11) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙 1 に掲げる入札適合条件を満たすこと。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

(1) 配布期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）から同年 7 月 31 日（木）まで

(2) 取得方法

前橋市ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市ホームページのトップページ

組織を探す／水道局／経営企画課／業務案内／事業者向け情報／入札公告（前橋市水道局所管の全 291 施設で使用する低圧電気の需給業務）

URL:<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/gyomu/6/29821.html>

(3) 問い合わせ先

〒371-0035

前橋市岩神町三丁目 13 番 15 号

前橋市水道局経営企画課管理係

電話：027-898-3017（ダイヤルイン）

ファックス：027-234-5544

メールアドレス：sui-somu@city.maebashi.gunma.jp

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(5)の書類を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

また、申請書等は、押印を省略することができる。この場合、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(2) 誓約書（様式第 2 号）

(3) 担当者届（様式第 3 号）

(4) 委任状（様式第 4 号、代理人へ委任する場合のみ）

(5) 適合証明書（別紙 1）

5 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和7年7月7日（月）から同年7月31日（木）まで（最終日の午後5時必着）

(2) 提出場所

3(3)と同じ

(3) 提出方法

一般書留又は簡易書留郵便による。

(4) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は、令和7年8月1日（金）までに通知書等により通知する。

(5) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までに、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。ただし、前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市水道局管理規程（平成10年水道局管理規程第2号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

オ 通知書等を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、9(2)の最終日時までに入札辞退届（様式第5号）を3(3)へ提出すること。

(7) 問い合わせ先

3(3)と同じ

6 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年7月7日（月）から同年7月18日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 質問方法

質問票（様式第7号）に必要事項を記載し、3(3)に電子メール又はファックスで送信するものとする。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しないものとする。また、質問票を送信した場合は、

質問を送信したことを 3 (3) に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和 7 年 7 月 23 日（水）までに、前橋市ホームページに掲載する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8 入札書の記載

(1) 入札書（様式第 6 号）に記載する金額は、各社において設定する基本料金単価及び電力量料金単価を根拠とし、あらかじめ本市が別途提示する契約期間の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする（力率、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないものとする。）。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の日付は、入札書を作成した日付を記載すること。

9 入札及び開札

(1) 入札の方法

一般書留又は簡易書留郵便による。

ア 入札参加者は、任意の封筒（以下「内封筒」という。）に入札書及び入札内訳書（以下「入札書等」という。）のみを封入し、封かんすること。

イ 内封筒の表書きには、1 (1) の入札件名及び開札日（令和 7 年 8 月 12 日）並びに入札者名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

ウ 内封筒を郵送用の封筒（以下「外封筒」という。）に入れ、外封筒には、「入札書在中」と記載し、また、入札件名を記載すること（内封筒に直接宛名書きをして郵送してはならない。）。

(2) 入札期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から同年 8 月 8 日（金）まで（最終日の午後 5 時必着）

(3) 送付先

3 (3) と同じ

(4) 開札の日時

令和 7 年 8 月 12 日（火）午前 10 時

(5) 開札の場所

前橋市水道庁舎 3 階 会議室

ア 開札への立会いは、任意とするが、入札参加者以外の入場は、認めない。

イ 立会いを希望する者は、開札時刻の 10 分前までに来庁し、身分を証明するに足りる書類（社員証、名刺、委任状等）を担当職員に提示し、立会希望者受付簿に記入すること。

ウ 立会希望者の有無にかかわらず、担当課職員のうち、当該事務に関係のない者を立ち会わせるものとする。

(6) 入札の注意事項

ア 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為をしないこと。

イ 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

ウ 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し、入札書に添付すること。

なお、入札内訳は、入札内訳書（様式第 6-1 号）に記入するものとする。

ただし、当該様式に内訳を記載できない場合は、当該様式を参考に任意様式に記載して提出するものとする。

エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

オ 入札執行回数は、1 回までとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(1) 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

(3) 同一事項に対し 2 以上の入札をした者の入札

(4) 入札に際し不正行為のあった者の入札

(5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

(6) 入札者の押印が省略され、かつ、「発行責任者及び担当者」の記載がない入札書による入札

(7) 入札金額が訂正されている入札書による入札

(8) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に訂正署名又は訂正印のない入札書による入札

(9) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(10) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (11) 入札内訳書を提出しなかった者の入札
- (12) 3 (3) への直接の持参、入札金額に対応した入札内訳書等の未同封など、9 に定める郵送方法によらない入札
- (13) 9 (2) で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 水道局契約規程（平成3年水道局管理規程第1号）第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書の内容を確認後に決定する。
- (2) 最低金額入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、入札参加者が開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。
- (3) 開札の結果は、落札者にのみ連絡するものとする。
- (4) 入札結果の公表
前橋市ホームページにより公表する。

1 2 支払条件

- (1) 検針日は、落札者との協議により定めた日によるものとする。計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとし、計量器により記録された値を本市に通知するものとする。
- (2) 本市の検査合格後、落札者の定める任意の様式による請求書で、電気料金の支払いを請求するものとする。
なお、毎月の請求書は、各施設担当部署に送付することとし、個別又は集約による請求について、協議に応じることとする。
- (3) 本市は、上記(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

1 3 契約書及び需給約款

本契約の締結に際し、使用する契約書及び需給約款については、落札者と協議の上、決定する。

1 4 その他

- (1) 入札説明会及び現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市物品の製造等業者指名停

止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨貨に限る。
- (4) 本書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。
- (5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。その場合、発注者は損害賠償の責を一切負わない。